

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(授業料の免除の申請をした者等に係る授業料の納付)</p> <p>第15条 条例第6条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>授業料の免除の決定を受けた者で当該免除の決定の効力が停止されたもの</td><td>[略]</td><td>第22条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</td></tr></table> <p>(免除の額)</p> <p>第18条 免除する授業料の額は、原則として第1期分、第2期分又は第3期分の授業料についてその全額、3分の2又は3分の1とする。ただし、前条第2項の規定に該当するときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に除籍された日の属する月の翌月（除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から第1期、第2期又は第3期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 免除する入校料の額は、その全額、3分の2又は3分の1とする。</p>	[略]			授業料の免除の決定を受けた者で当該免除の決定の効力が停止されたもの	[略]	第22条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内	<p>(授業料の免除の申請をした者等に係る授業料の納付)</p> <p>第15条 条例第6条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>授業料の免除の決定を受けた者で当該免除の決定の効力が停止されたもの</td><td>[略]</td><td>第21条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</td></tr></table> <p>(免除の額)</p> <p>第18条 <u>条例第11条の規定に基づき</u>免除する授業料の額は、原則として第1期分、第2期分又は第3期分の授業料についてその全額、3分の2又は3分の1とする。ただし、前条第2項の規定に該当するときは、授業料の年額の12分の1に相当する額に除籍された日の属する月の翌月（除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から第1期、第2期又は第3期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 <u>条例第11条の規定に基づき</u>免除する入校料の額は、その全額、3分の2又は3分の1とする。</p> <p><u>(大規模災害等による授業料等の免除)</u></p> <p>第18条の2 <u>条例第12条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。</u></p> <p><u>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u></p> <p><u>(2) 平成28年台風第10号</u></p> <p><u>(3) 令和元年台風第19号</u></p> <p>2 <u>条例第12条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第2号及び第3号に掲げる災害に係るものにあつては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。</u></p> <p><u>(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊</u></p> <p><u>(2) 住居の全焼又は半焼</u></p>	[略]			授業料の免除の決定を受けた者で当該免除の決定の効力が停止されたもの	[略]	第21条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内
[略]													
授業料の免除の決定を受けた者で当該免除の決定の効力が停止されたもの	[略]	第22条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内											
[略]													
授業料の免除の決定を受けた者で当該免除の決定の効力が停止されたもの	[略]	第21条の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内											

(3) 住居の流失

(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少

3 条例第12条第1項第2号の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）及びそのまん延防止のための措置の影響とする。

4 条例第12条第1項第2号に規定する修業が困難で特に必要があると認められる者は、条例第11条の規定に基づき授業料及び入校料の免除を受ける者に準ずる程度に修業が困難になったと認められる者とする。

（大規模災害等による授業料等の免除の額）

第18条の3 条例第12条第1項の規定に基づき免除する授業料、入校検定料、入校料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 授業料 第1期分、第2期分又は第3期分の授業料についてその全額（前条第4項に該当することとなった者にあつては、第1期分、第2期分又は第3期分の授業料についてその全額、3分の2又は3分の1）

(2) 入校検定料 その全額

(3) 入校料 その全額（前条第4項に該当することとなった者にあつては、その全額、3分の2又は3分の1）

(4) 寄宿舎料 その月額全部

（免除の申請）

第19条 第17条第2項の規定に該当する場合を除き、授業料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書、入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）を、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日（条例第12条第2項に規定する免除の申請にあつては、校長が別に定める期日）までに校長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第11条の規定に基づく授業料及び入校料の免除を受けようとする場合 市町村長が発行する所得に関する証

（免除の申請）

第19条 第17条第2項の規定に該当する場合を除き、授業料及び入校料（以下「授業料等」という。）の免除を受けようとする者（次条から第22条までにおいて「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料等免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長が定める書類を添え、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(免除の決定及び通知)

第20条 校長は、前条の授業料等免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料等を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、授業料等免除決定通知書により申請者に通知し、授業料等を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、授業料等免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 [略]

(免除の取消し及び通知)

第21条 前条第1項の規定による授業料等の免除の決定の通知を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したとき、又は条例第4条に規定する退校若しくは第11条に規定する停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたときは、校長は、当該免除の決定を取り消し、当該申請者又は当該申請者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(免除の決定の効力の停止及び通知)

第22条 第20条第1項の規定による授業料の免除の決定の通知を受けた申請者が第17条第1項に規定する要件を欠くこととなったとき、第11条に規定する停学(3月未満の期間のものに限る。)又は戒告の処分を受けたときその他授業料を免除することが適当でない事実が生じたときは、校長は、当該免除の決定の効力を停止し、当該申請者又は当該申請者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

明書

(2) 条例第12条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 第18条の2第2項各号(同条第1項第2号及び第3号に掲げる災害に係るものにあつては、同条第2項第2号を除く。)のいずれかの被害を受けたことを証する書類

(3) 条例第12条第1項第2号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 第18条の2第4項に該当することを証する書類

(免除の決定及び通知)

第20条 校長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、授業料等を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、別に定める様式による授業料免除決定通知書、入校検定料免除決定通知書、入校料免除決定通知書又は寄宿舍料免除決定通知書により申請者に通知し、授業料等を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による授業料免除不承認通知書、入校検定料免除不承認通知書、入校料免除不承認通知書又は寄宿舍料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 [略]

(免除の決定の効力の停止及び通知)

第21条 前条第1項の規定による授業料又は寄宿舍料の免除の決定の通知を受けた者が第17条第1項又は第18条の2第2項若しくは第4項に規定する要件を欠くこととなったとき、第11条に規定する停学(3月未満の期間のものに限る。)又は戒告の処分を受けたときその他授業料を免除することが適当でない事実が生じたときは、校長は、当該免除の決定の効力を停止し、当該者又は当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(大規模災害等による授業料等の免除の申請をした者等に係る授業料等の納付)

第22条 第15条及び第16条の規定は、授業料及び入校料に係る

条例第12条第2項の申請をした者について準用する。この場合において、第15条中「条例第6条第4項」とあるのは「条例第12条第3項」と、第15条の表中「条例第6条第3項」とあるのは「条例第12条第2項」と、第16条中「条例第9条第3項」とあるのは「条例第12条第3項」と、第16条の表中「条例第9条第2項」とあるのは「条例第12条第2項」と読み替えるものとする。

2 入校検定料又は寄宿舎料に係る条例第12条第2項の申請をした者で、同項に規定する審査の結果、入校検定料又は寄宿舎料の免除を受けることができなかつたものは、校長が別に定める期日までに入校検定料又は条例第12条第2項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の寄宿舎料を納付しなければならない。

3 寄宿舎料の免除の決定を受けた者で当該免除の決定の効力が停止されたものは、校長が別に定める期日までに寄宿舎料の免除の決定の効力が停止した月分の寄宿舎料を納付しなければならない。

(免除の取消し及び通知)

第23条 第20条第1項の規定による授業料等の免除の決定の通知を受けた者が虚偽の申請をした事実が判明したとき、又は条例第4条に規定する退校若しくは第11条に規定する停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたときは、校長は、当該免除の決定を取り消し、当該者又は当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

(補則)

第24条 [略]

附 則

1～6 [略]

(補則)

第23条 [略]

附 則

1～6 [略]

(入校検定料等の免除の対象者等)

7 条例附則第4項の規定により入校検定料、入校料又は寄宿舎料（以下「入校検定料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。

(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。

以下この項において同じ。）の全壊又は半壊

(2) 住居の全焼又は半焼

(3) 住居の流失

(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少

8 条例附則第5項の規定により入校検定料又は寄宿舎料の免除を受けることができる者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情によって、条例第11条の規定による授業料等の免除を受ける者に準ずる程度に修業が困難になったと認められる者とする。

9 入校検定料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入校検定料免除申請書、入校料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）に、条例附則第4項の規定による免除にあつては附則第7項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けたこと、条例附則第5項の規定による免除にあつては前項に規定する者に該当することを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。

（1）入校検定料免除申請書 校長が別に定める期限

（2）入校料免除申請書 入学許可の日から起算して15日以内

（3）寄宿舎料免除申請書 校長が別に定める期限

10 校長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、入校検定料等を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入校検定料免除決定通知書、入校料免除決定通知書又は寄宿舎料免除決定通知書により、入校検定料等を免除することを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による入校検定料免除不承認通知書、入校料免除不承認通知書又は寄宿舎料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の職業能力開発校条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第22条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）第12条第2項の申請をした者について適用する。
- 改正後の規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出する申請書又は交付する通知書について適用し、施行日前にこの規則による改正前の職業能力開発校条例施行規則の規定により提出した申請書又は交付した通知書については、なお従前の例による。